平成２６年（フ）第１３号
北海道岩見沢市志文本町２条５丁目２番８号
債務者　高橋　初美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第６号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割37番地39
債務者　郷呂　清美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１９号
静岡県富士市今泉3796番地の１、前住所静岡県富士市鵜無ケ淵262番地の７
債務者　山口　　甫
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１号
香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地12棟302号
債務者　泉宮　大樹
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第６号
福岡県柳川市三橋町高畑254番地２　柳川アイビースクエア401号
債務者　江口　千春
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
宮城県多賀城市高橋４丁目23番４－２号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目17番５号　パールサンシティ102
債務者　熊谷タツヨ（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
仙台市宮城野区幸町２丁目４番11号　マギーコーポ202
債務者　高橋　衆治
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
滋賀県彦根市堀町321番地
債務者　川分　徳男
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１号
神戸市垂水区名谷町字梨原2366番地の５　市住６－1005号
債務者　吉本百々子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６号
神戸市中央区南本町通２丁目３番12号　昌和マンション405号
債務者　田原　香奈
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３号
神戸市長田区明泉寺町２丁目７番４号　明泉寺ハイツ202号
債務者　和田　法孝
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１号
広島市佐伯区美鈴が丘南１丁目６番１号
債務者　宮武　志摩
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６号
広島市佐伯区坪井３―818―１　ナカムラ病院、住民票上の住所広島市佐伯区吉見園１番22―602号
債務者　南條　八重
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７号
広島県東広島市黒瀬楢原西１丁目21番１号　レオパレス黒瀬アルタフォレⅠ―110号
債務者　吉村　華織（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６号
広島市東区上温品３丁目２番29―309号
債務者　神田　義巳
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９号
福岡県筑後市大字久富715番地　県営住宅久富団地２棟403号
債務者　島松　重喜
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
福岡地方裁判所八女支部